

◎踏切道改良促進法の一部を改正する

法律

(平成二十三年三月三十一日法律第六号)

一、提案理由 (平成二十三年三月一日・衆議院国土交通委員会)

○大畠国務大臣　ただいま議題となりました踏切道改良促進法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

交通事故の防止及び交通の円滑化を図るため、政府といたしましては、昭和三十六年に制定されました踏切道改良促進法に基づき、踏切道の立体交差化、構造改良、歩行者等立体横断施設の整備あるいは踏切保安設備の整備を進めてきたところであります。本法は、五カ年間に改良すべき踏切道を指定して鉄道事業者及び道路管理者に踏切道の改良措置を講じさせるものでありますが、対象とすべき踏切道の数が膨大に上るため、昭和四十一年以降、九度にわたって改正され、改良すべき踏切道を指定することができる期間が延長されてまいりました。

このような措置により、踏切事故件数は逐年減少傾向を示しているものの、平成二十一年度においても依然として三百五十

五件の踏切事故及び二百七十四名の死傷者を生じており、引き続き強力に踏切事故防止対策を講じる必要があります。また、交通遮断量の著しく高い、いわゆるあかずの踏切やボトルネック踏切も数多く存在しており、その早期の解決が緊急の課題となつているところであります。

このような趣旨から、このたびこの法律案を提案することとした次第であります。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、改良すべき踏切道を指定することができる期間を平成二十三年度以降さらに五カ年間延長することとしております。

第二に、地域の実情に応じた踏切道の改良の実施を促進する観点から、本法に基づいて作成される踏切道の改良に係る計画のうち、鉄道事業者及び国土交通大臣以外の道路管理者が作成するものについては、計画の作成及び国土交通大臣に対する提出の義務づけを廃止し、作成及び提出を任意とすることとするとともに、本法に規定する平成二十三年度以降の五カ年間において踏切道を改良することができない特別の事情がある場合に限る、平成二十三年度以降の五カ年間を経過した後に踏切道を改良することを計画の内容とすることができることとしております。

以上が、この法律案を提案する理由であります。

この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願いいたします。

二、衆議院国土交通委員長報告(平成二十三年三月二五日)

○古賀一成君　ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における踏切事故の発生状況等にかんがみ、交通事故の防止及び交通の円滑化に寄与するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、改良すべき踏切道を指定することができる期間を、平成二十三年度以降、さらに五カ年間延長すること、

第二に、踏切道の改良に係る計画のうち、立体交差化計画等であつて鉄道事業者及び国土交通大臣以外の道路管理者が作成するものについて作成及び提出の義務づけを廃止し、任意の作成及び提出とすること
などであります。

本案は、去る三月十日本委員会に付託され、翌十一日大畠国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、二十三日、質疑を行い、質疑終了後、採決いたしました結果、本案は全会一致をもつ

踏切道改良促進法の一部を改正する法律

て原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院国土交通委員長報告(平成二十三年三月三一日)

○小泉昭男君　ただいま議題となりました二法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、踏切道改良促進法の一部を改正する法律案は、平成二十三年度以降の五カ年間においても踏切道の改良促進のための措置を講ずるとともに、国土交通大臣指定の踏切道の改良手続の見直し等を行うとするものであります。

委員会におきましては、立体交差化計画等の作成義務廃止と踏切改良の実効性の確保策、鉄道の安全対策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

.....(略).....

以上、御報告申し上げます。